

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察術科訓練安全管理要綱の制定

各種の術科訓練については、基礎体力の充実と職務に直結した技能の向上を図るため、総合的に推進しているところであるが、術科訓練に伴う受傷事故等の発生がややもすると訓練意欲を低下させる要因となっているので、組織的にこれら諸要因を分析し、これを除去・改善するとともに、保健管理の適正を期して事故を未然に防止し、積極的な術科訓練の推進を図るため、「岐阜県警察術科訓練安全管理要綱」を制定したから効果的な運用に努められたい。

岐阜県警察術科訓練安全管理要綱

第1 目的

この要綱は、術科訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、もって安全かつ積極的な術科訓練の推進を図ることを目的とする。

第2 運用の範囲

この要綱は、点検、礼式、教練、けん銃操法、救急法（水上安全法を含む。）、逮捕術、柔道、剣道、体育その他の術科訓練に関して適用するものとする。

第3 術科安全管理委員会

1 設置

安全かつ効果的な術科訓練の推進を図るため、警察本部に術科安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 任務

委員会は、術科訓練の安全管理を推進するため、次のことを行うものとする。

- (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関すること。
- (2) 安全管理の措置基準に関すること。
- (3) 事故の調査、統計、分析及び再防止に関すること。
- (4) 安全教育の実施計画に関すること。
- (5) 安全意識の高揚に関すること。
- (6) その他安全かつ効果的な術科訓練を推進するために必要な措置に関すること。

3 構成

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、警務部長をもって充てる。

(3) 委員は、各部長（警務部長を除く。）、首席監察官、総務室長及び警察学校長をもって充てる。

4 会議

委員会は委員長の定めるところにより、定期的を開催するものとする。ただし、重大な事故が発生したとき、その他必要があるときは、その都度開催するものとする。

5 事務

委員会の事務は、警務部教養課（以下「教養課」という。）において行うものとする。

第4 術科安全管理者

1 術科訓練の安全管理を推進するため、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）、警察本部の執行隊（以下「執行隊」という。）の隊長、警察学校長及び警察署長を術科安全管理者とする。

2 術科安全管理者は、委員会と緊密な連絡をとりながら、次のことを行うものとする。

- (1) 「安全管理の措置基準」の遵守及び指導監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態把握に関すること。
- (3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。
- (4) 安全教育の実施及び安全意識の高揚に関すること。
- (5) その他委員会が指示する事項に関すること。

第5 術科指導員

術科指導員（岐阜県警察術科指導員の配置に関する訓令（平成18年岐阜県警察訓令第25号）に定める術科指導員をいう。以下同じ。）は、「安全管理の措置基準」を遵守するとともに、術科安全管理者の指示に従い、訓練の指導に当たらなければならない。

第6 術科訓練員

術科訓練員は、術科訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科指導員の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制のある訓練を行わなければならない。

第7 安全管理の措置基準

術科訓練の「安全管理の措置基準」は、別記のとおりとする。

第8 受傷事故の調査報告

術科安全管理者は、術科訓練において、死亡事故及びおおむね全治14日間以上を要する受傷事故が発生した場合は、公・私傷の扱いの別にかかわらず、「術科訓練受傷調査表」（別記様式）により、事故の原因を調査・究明し、同種事故の再発防止に資するとともに、警察本部長にこれを報告するものとする。

【別記及び別記様式省略】